

■講座メニュー（平成27年度）

講座内容	担当課
○マイナンバー制度について ○津波高潮対策について ○町の総合計画 ○町の財政	総務企画課
○火災に備えて ○自主防災組織について	総務企画課 (東消防署)
○消費生活の知識について ○農地の売買、転用、貸し借り	経済課
○戸籍・住民票などの申請事務 ○美しいまちづくりについて ○ゴミ減量化とリサイクル ○福祉サービス ○子育て支援	町民福祉課
○税のはなし	税務課
○国民健康保険 ○後期高齢者医療制度 ○介護予防 ○介護保険制度 ○認知症サポーター養成講座 ○特定健診（メタボリック対策） ○健康づくり	健康保険課 (保健センター)
○町の道路整備 ○町の都市計画 ○町の下水道事業 ○下水道事業アラカルト	建設課
○学校教育について ○学校給食について	学校教育課
○郷土館の見学 ○暮らしの中の人権 ○生涯学習を始めよう ○暮らしに活かす図書館 ○スポーツ・運動による健康づくり	社会教育課
○議会のしくみ	議会事務局
○買い物送迎サービスについて	社会福祉協議会

たぶせ出前講座

をご利用ください

問 総務企画課 企画係 ☎ 52・5803

町では、まちづくりに対する関心や理解を深めていただくため、「田布施町出前講座」を実施しています。役場の仕事を中心としたさまざまなメニューの中から、みなさんが「聞いてみたいこと」や「興味のあること」について、町職員が講師として出向き説明します。自治会などでの会合やグループなどによる研修会などにご利用ください。



■利用できる人

町内に在住・在勤・在学のおおむね10人以上の集まり（自治会、企業、サークル、学校、地域の団体）とします。

■開催日時および会場

原則として平日の午前9時から午後5時の間のおおむね45分程度で、会場は町内に限ります。なお、夜間・休日の開催についてもご相談に応じます。

■講座の運営および費用

講座の運営（会場の手配・準備、参加者への周知、進行など）については、申込者で対応をお願いします。

町職員の派遣並びに町で配布する資料にかかる費用は必要ありませんが、会場設営経費などについては申込者の負担となります。

ーお願いー

出前講座は、個人的な陳情や苦情、相談などをお聞きする場ではありませんので、ご了承ください。
また、政治、宗教または営利を目的とした催し物と併せて行う場合や、講座の趣旨に反すると認められる場合は、お断りさせていただきます。

出前講座開催までの手順

- ① 講座の計画
受講する講座内容・希望日などの計画を立ててください。
- ② 申込み
出前講座利用申込書を、受講希望日の3週間前までに持参、郵送、FAX、電子メールで講座担当課に提出してください。（申込書は、総務企画課窓口または町ホームページから入手できます。）
- ③ 開催に当たっての打合せ、職員派遣決定
出前講座の担当課から連絡しますので、出前講座の進め方を確認してください。
- ④ 出前講座の開催
日程、内容などが調整できましたら、職員派遣決定を行います。担当の町職員が会場で講師として説明します。